

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月27日
【発行者の名称】	株式会社サーティーフォー (英語表記) Thirty Four co., ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 唐橋 一孝
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市緑区橋本一丁目14番3号 サーティーフォービル
【電話番号】	042-779-7766 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO 渡邊 和哉
【担当 J - A d v i s e r の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役 竹内 直樹
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社サーティーフォー http://www.thirty-four.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	7,348,114	10,424,483	5,378,019
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	56,549	△222,879	△587,020
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△16,063	58,012	△620,411
包括利益 (千円)	△6,374	47,219	△620,411
純資産額 (千円)	1,180,630	1,205,193	561,262
総資産額 (千円)	9,123,412	7,685,567	7,008,199
1株当たり純資産額 (円)	1,563.33	1,595.85	743.78
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△21.27	76.81	△821.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.9	15.7	8.0
自己資本利益率 (%)	△1.3	4.9	△70.2
株価収益率 (倍)	—	18.7	△1.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,077,043	1,825,711	△741,134
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△217,344	947,930	8,475
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,183,175	△1,663,199	55,513
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	975,138	2,085,580	1,408,434
従業員数 (人)	114	135	140
(外、平均臨時雇用者数)	(22)	(20)	(17)

(注) 1. 第32期から第34期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を()内に外数で記載しています。

3. 第32期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また、第33期及び第34期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の監査を受けております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第31期の期首から適用しており、第31期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5. 第32期の株価収益率については、当社株式が非上場であったことから、記載しておりません。

(2) 発行者の経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (-)	30.00 (-)	- (-)
配当性向 (%)	-	39.1	-

2 【沿革】

1992年12月	神奈川県津久井郡城山町大字川尻（現：相模原市緑区川尻）96番9に資本金1,000万円にて会社設立
1993年1月	宅地建物取引業許可を取得
1993年8月	一般建設業許可を取得
2010年9月	住宅メンテナンス及びリフォーム事業を目的として100%子会社である株式会社34ホーム設立
2010年12月	設計・建築事業を目的として100%子会社である株式会社Act&34を設立
2011年4月	市営相模原球場の命名権を取得し、同球場名を「サーティーフォー相模原球場」に変更
2012年10月	特定建設業許可を取得
2013年7月	飲食店営業を目的として100%子会社である株式会社DELIC'Sを設立
2015年1月	株式会社DELIC'S運営の飲食店としてらぁ麵食堂吉凜を相模原市緑区西橋本に出店
2015年11月	株式会社Act&34をサーティーフォー東京株式会社へ社名変更し、東京都目黒区中目黒に本店を開設
2015年12月	株式会社DELIC'Sを吸収合併
2019年7月	関東運輸局の認可により一般乗用旅客運送事業を運営する田名交通株式会社から事業譲渡を受けることで100%子会社であるサーティーフォー交通株式会社を設立
2020年5月	サーティーフォー東京株式会社をサーティーフォー不動産株式会社へ社名変更
2024年1月	総合不動産事業の統合を図るため株式会社34ホーム及びサーティーフォー不動産株式会社を吸収合併
2024年12月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社サーティーフォー）及び連結子会社1社（サーティーフォー交通株式会社）の計2社で構成されており、分譲住宅・注文住宅・事業用不動産・収益不動産等の販売を中心とした「総合不動産事業」とサーティーフォー交通における「タクシー事業」の2つの事業を主に展開しております。また、自社ウェブサイトやSNS等の集客チャンネルを通じ、デジタルマーケティング、オフラインマーケティングを活用し、認知獲得から集客最大化に向けた取り組みを専属部署、専属責任者を配置し実施しております。当社の強みの一つであるデジタルトランスフォーメーション（DX）の活用による仕組み化、認知獲得、集客のための動線設計はUI/UXを重要視しております。当社は引き続き、これまで培ってきた技術や経験を活かし、価格にも品質にも満足できる住宅を提供することで、当社の使命を果たしてまいります。

(1)総合不動産事業

当社は24時間換気システムの義務化以前より全棟標準採用するなど、先進機能の導入に強いこだわりを持ち、積極的に商品化に取り組んでまいりました。ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下、ZEHと記載）に準拠した商品化に向けても今後推進し、エネルギーを上手に使う「省エネ」、エネルギーを創る「創エネ」に注力していくことで、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」という政府目標の達成に向けて、ZEHの普及に向けた取り組みを行ってまいります。

なお、木造建築は住宅分野以外でも、木材の接合部を金物に置き換えた金物工法の進歩で強い構造であることが注目され、福祉施設・教育施設・医療施設・店舗など、非住宅木造建築が全国で推進されています。前述のZEHにもつながりますが、当社はこれから目指すべき建築物の姿として、脱炭素、カーボンニュートラルを実現する木造化、木質化を推進してまいります。

①戸建事業

自社SNS（Instagram、Facebook、X）と集客最大化のためUI/UXを考慮した自社ウェブサイトによる認知獲得集客獲得には特にデジタルマーケティングを駆使し効果的に成約につなげております。

当社1992年の創業以来2000邸以上の建築実績の総力を結集したブランド「TOMOLI」は新築分譲住宅（建売住宅）と注文住宅のブランドで構成されており、（詳細は下表）他社と一線を画した仕様、デザインでお客様に支持されております。

当社の家づくりの基本思想は「自分が住む家だったら」を大切にしており、土地の仕入れから設計・施工・販売・アフターサービスに至るまで自社一貫体制を活かし、コストダウンのみならずバリューアップを追求しております。

自社ブランド商品	商品コンセプト
TOMORI HOUSE design	新築分譲（建売）ブランドとして、「注文住宅のような建売住宅」をコンセプトに仕様、流行に左右されないデザイン
TOMORI SELECT design	当社創業以来の建築思想、技術を結集させた注文住宅ブランド

また、社会課題となっている空き家は神奈川県においては全国3番目（約48万戸：神奈川県）の多さであり今後も全国的に増加していくと推測されております。こうした課題を解決するため、当社ブランドであるトモリノ（トモリのリノベ）により空き家となった住宅、中古戸建や中古マンションを事業領域として推進しております。

②事業用不動産・収益不動産売買事業

当社は事業用地や収益不動産を購入し、土地や建物としてバリューアップした状態で売却を行っております。神奈川県相模原市を中心に30年以上経営してきたことにより、大手不動産会社、中小地場不動産会社とのネットワークを有しており、加えて市内外約300社の不動産パートナーシップによるネットワークを形成しており、多くの情報を売買において活用しております。

③その他

当社は過去においてもRC造の投資用マンションの建築、売買やクリニック建築、店舗等リノベーション、木造アパート建築請負を行ってまいりました。こうしたノウハウをもとに、今後も事業の一つとして建築請負事業（注文住宅は除く）を積極的に営業活動、受注してまいります。

当社保有物件や賃貸アパート、マンション経営者より委託を受け入退去対応やトラブル対応、入居中サポート、賃料管理等の不動産賃貸管理を行っております。当社経営理念である「お客様第一」を主眼におき賃貸管理事業を進めております。

(2) タクシー事業（連結子会社で運営）

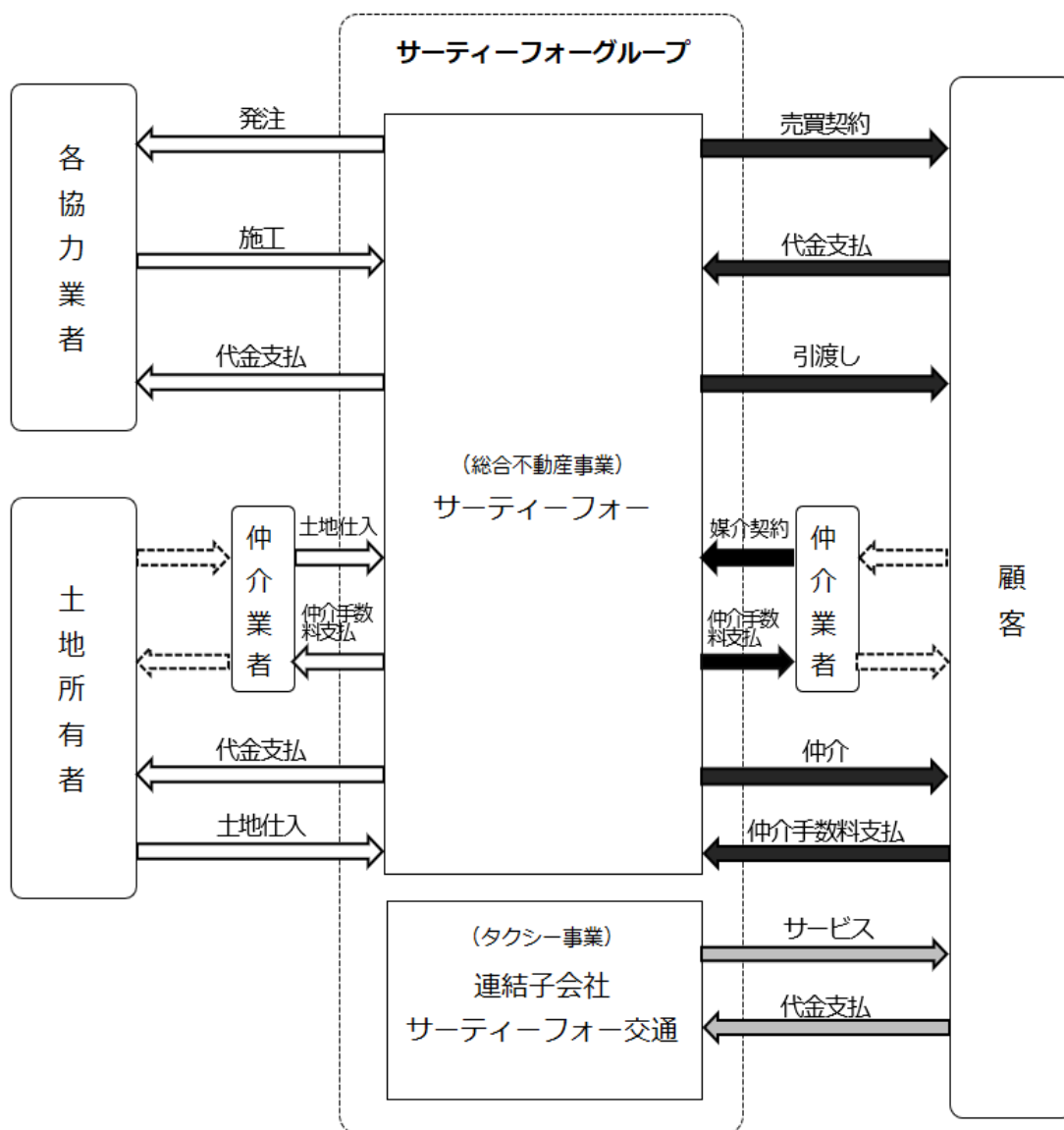
当社連結子会社で運営している「サーティーフォー交通」は2019年に開業しております。相模原市における、二次交通の要としての機能を有しております。グループ企業の一員として、親会社の広告宣伝的な役割を果たし、「圧倒的なサービス力」を行動規範としており、顧客や取引先からも好評価を受けております。

(3) その他（飲食事業）

その他事業は相模原市にて飲食店を営業しておりましたが、飲食事業は2025年3月をもって廃止しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) サーティフォー交通 株式会社 (注) 2, 3	神奈川県相模原市 中央区	30,000	タクシー事業	100.0	タクシーの配車、経営指 導・管理業務の受託、資金 の貸付、役員の兼任 3名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 債務超過会社であり、債務超過の額は、2025年12月末時点で264,711千円であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
総合不動産事業	53(4)
タクシー事業	75(13)
報告セグメント計	128(17)
全社（共通）	12
合計	140(17)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートアルバイト）は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
60(4)	42.3	3.8	4,993,488

セグメントの名称	従業員数（人）
総合不動産事業	53(4)
報告セグメント計	53(4)
全社（共通）	7
合計	60(4)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートアルバイト）は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、インフレ圧力の継続、円安進行、海外経済の鈍化などの影響により、先行き不透明な状況が続きました。住宅市場においても、長期金利の上昇による住宅ローン金利の上昇が影響し、消費者の購買意欲が抑制されるなど厳しい環境となりました。

このような中、当社グループは創業から第34期の節目を迎え、「不動産で人々の暮らしを幸せにする」というミッションのもと、事業活動の再定義と深化に取り組みました。再定義されたビジョン「暮らしの総合サポート企業を目指す」の実現に向けて、分譲住宅事業（分譲住宅販売、分譲用地販売、建築請負）、事業用不動産事業（事業用地売買、収益不動産売買）、タクシー事業など多岐にわたる事業を展開し、地域・顧客・社会への提供価値の最大化に注力しました。

分譲住宅事業においては建築請負（注文住宅）へのシフトを進めるとともに、省エネ・高性能住宅の供給体制の構築を図り、暮らしと環境双方に資する商品開発を推進しました。タクシー事業では、車両稼働率の向上と地域密着型の運行体制強化により、安定収益の確保を目指しました。

一方で、事業用不動産事業においては、市場環境の急変による売却条件の悪化や、売却候補物件の収益性や魅力を高めるための改善（修繕、テナントリーシング等）工程の遅れ、マーケティング体制変更の効果が期中に十分に発揮されなかったことなどから、当初の売却計画が大幅に未達となりました。

これにより、当連結会計年度の業績は前期に比べて大幅な減収減益となり、売上高5,378百万円（前年同期比48.4%減）、営業損失567百万円（前年同期は142百万円）、経常損失587百万円（前年同期は222百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失620百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益58百万円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（総合不動産事業）

分譲住宅事業においては、従来は分譲住宅を主力として展開しておりましたが、資金効率の向上及び財務リスクの低減を目的として建築請負（注文住宅）へのシフトと、商品ラインナップの強化を実施しました。事業用不動産事業については、前述の通り売却進捗が想定を下回り、収益への貢献は限定的となりました。

その結果、売上高は4,798百万円（前年同期比51.9%減）、セグメント損失は617百万円（前年同期は97百万円）となりました。

（タクシー事業）

連結子会社によって運営しているタクシー事業は、車両数に応じた適正なドライバー採用を実現できたことにより、前年に比べて増収基調となりました。地域に根ざしたサービスの拡充を通じて、ビジョンである「暮らしの総合サポート企業を目指す」の実現に資する事業基盤強化が進展しました。

その結果、売上高は578百万円（前年同期比36.8%増）、セグメント利益は49百万円（前年同期はセグメント損失21百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比べ677百万円減少し、当連結会計年度末には1,408百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は741百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失の計上△587百万円、販売用不動産の増加△546百万円、仕掛販売用不動産の減少633百万円、仕入債務の減少△276百万円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は8百万円となりました。これは主に、定期預金の払戻しによる収入185百万円、定期預金預け入れによる支出160百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は55百万円となりました。これは主に、短期借入れによる収入204百万円、長期借入れによる収入2,321百万円、長期借入金の返済による支出2,408百万円等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注から販売までの所要時間が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第34期連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第34期連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	前年同期比 (%)
総合不動産事業 (千円)	4,798,611	48.1
タクシー事業 (千円)	578,145	136.8
報告セグメント計 (千円)	5,376,757	51.7
その他 (千円)	1,261	5.7
合計 (千円)	5,378,019	51.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 人材の確保及び育成

当社グループでは、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の継続的な成長のための優秀な人材の確保・育成を重要な課題と認識しております。

事業規模に見合った適正な人員配置を行うため、新卒社員・即戦力の中途社員ともに積極的に採用を行ってまいります。

新卒社員については、社会人としての素養並びにプロとしての自覚を持てるよう研修やOJTを通じて教育するとともに、即戦力の中途社員採用については当社が実現したい社会、事業成長に寄与でき、ともに同じ目標に立ち向かえる志を同じくできる人材の採用を進めております。

(2) 仕入の安定化と原価削減

分譲事業の要となる用地の仕入に関しては、土地情報の入手先を拡大し、さまざまな土地情報の集積を行っております。選定にあたっては基準の明確化と情報ストックの仕組み化を行い、価格と質の両方を妥協せず、厳選して行っております。

また、住宅の建築における建材の仕入れや外注についても、調達購買に重きを置き、部材の変更やその他様々な措置を講じ、徹底的かつ継続的なコストダウンとバリューアップの実現を図ってまいります。

(3) 品質管理体制

当社グループでは、自社施工物件を中心に、引渡し後の施工内容のモニタリングとなるアフターサービスやリフォームに対応しております。また、建築中の各工程における品質管理を施工部門が行い、竣工時にはアフターサービスを担う部門が竣工検査を行い、これら全ての工程において経営中枢による承認行為を行っております。このようにして、引渡しの前後で責任を持った対応を行うことが可能となっているほか、より良い品質管理のために聖域を設けることなく業務の見直しを適宜行っております。また、自社営業部門を有しており、工事・設計工程へのフィードバックが自社内で容易に行えるため、お客様の要望・依頼等を迅速に反映し、より丈夫で長持ちする住宅への品質改善を図ってまいります。

(4) 商品開発・ブランディング

多様化するお客様のニーズにお応えするため、「住宅購入後の生活をどう変えるのか？」を問い続け、常に一步先を見据えた商品開発を行うほか、ブランディングを通じて付加価値創出を行い、中長期的に利益を高めるべく取り組んでおります。

(5) 販売施策

当社グループは自社販売体制と業者販売体制の両立を行い、効率的な販売体制の構築を目指しております。お客様の幅広いニーズや生の声を商品開発に繋げること、自社商品の魅力を余すことなく伝えるための販売促進施策を実施すること、これら実現するための自社販売を行っております。

また、仲介業者への販売委託については厳選と拡大のバランスを考慮しつつ、市内外約280社との提携を結ぶことで、業者販売網を構築するよう努めております。

(6) 財務体制の継続的強化

今後も継続的な成長を実現するためには財務体制の継続的強化が必要不可欠だと考えております。当社は、不動産事業を行うための取得資金等を主として金融機関からの借入れにより行っており、有利子負債の占める割合が高く、金利動向に大きな影響を受ける財務体質となっております。より精緻な棚卸資産の管理と財務バランスの管理を行う必要があるとの認識に立ち、在庫回転期間を重視し、事業成長と財務バランスの安定性を考慮した財務管理に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 経済環境の影響について

当社グループの中核事業である総合不動産事業では、戸建住宅や事業用地等の不動産を扱っておりますが、これらは、景気その他、雇用・所得環境、金利、住宅税制、助成制度及び地価動向等並びにこれらの将来予測の影響を受けやすい状況にあります。これらリスクに対し当社では、積極的な情報収集ならびに、顧客に対する情報提供を通して、消費者マインドを維持できるよう努めております。一方、見込を上回る大きな変動等が生じた場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

タクシー事業においては原則として運賃適用地域ごとに自動認可運賃が設定され、事業者が自ら運賃を変更できない制度となっておりますが、顧客の経済状況にそぐわない運賃改定等が行われた場合には、顧客のタクシー利用を控える動きが生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 調達に係るリスクについて

当社グループの総合不動産事業においては、戸建住宅の建築に木材・建材・住宅用設備機器やその他の原材料、タクシー事業においてはタクシー燃料としてLPガス等、事業運営にあたり様々な原材料、資材、その他運営のための食材を調達、使用しております。従って、それらの需給や為替の影響による価格変動、サプライチェーンのグローバル化が進む中で起こる地政学的リスクの顕在化等による調達コストの上昇、納期遅延又は調達困難といった事態が生じるおそれがあります。当社グループでは、調達に際しての相見積もりによる調達コストの低減や調達先の多様化、適宜の代替品の調達の検討等に努め、総合不動産事業においては必要に応じて販売価格の見直しを行っておりますが、このような対応でカバーできない程の急激な価格高騰やサプライチェーンの断裂等の事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 用地仕入について

当社グループの総合不動産事業において、分譲用地ならびに事業用地は、周辺の販売状況を調査・検討し、その調査結果に基づいて仕入を行っております。しかしながら、周到な調査にもかかわらず周辺の市場価格の著しい変動等により仕入価格が想定よりも高騰する可能性があります。当社グループでは取引先等と密な関係を維持すること等により、事業展開する地域の不動産価格に関する情報をタイムリーに収集できる体制を構築しておりますが、希望する価格での仕入を行うことのできない場合や仕入そのものを断念せざるを得ない場合、さらには仕入価格の水準に応じた販売価格の設定ができない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不動産の保有在庫及び固定資産について

当社グループでは、総合不動産事業においては戸建用地、事業用不動産といった商品物件を保有し、価値創造をした上で顧客に提供することから、常に一定規模の棚卸資産を所有しており、販売進捗が思わしくない場合においては保有在庫超過となり、間接金融による資金調達が鈍化するリスクを有しております。

当社グループでは、上記リスクに対して、建物の工事進捗状況や在庫の保有期間の状況のモニタリングを実施し、在庫保有比率・在庫回転率を意識した事業運営を行っております。また、業務効率を高めるために、デジタルトランスフォーメーション(DX)を徹底しております。こうした業務可視化、改善、省力化を通して、仕入れから設計、建築、引き渡しの一連の業務を可視化し、各段階で発生しうる進捗管理のボトルネック解消を進めております。

一方、経済環境の変化等により、想定していた価格での販売が困難になる場合、値引き販売の実施に伴い利益減少する場合や棚卸資産の評価損が発生する場合、収益不動産の時価が著しく下落した場合等には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制等について

当社グループの事業領域は多岐にわたることから、事業運営上、様々な法令等の対象となっております。

総合不動産事業においては、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、建設業法、建築士法、国土利用計画法等、タクシー事業においては、道路運送法による法的規制を受けております。また、これらの法令等に基づき必要な許認可等を取得しており、許認可等の取消事由に該当しないよう、法令等への適合や許認可等の維持条件の充足状況を管理している他、役職員への情報発信・研修等を行うことで、法令順守体制の維持、継続を行っております。

しかしながら、今後、これらの関連法令について改廃や新設がなされる際、許認可等の要件が変更された際に当社グループが適応できない事態が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法令等	免許・許可等	有効期限	取消条件
宅地建物取引業法	宅地建物取引業者免許 神奈川県知事（8） 第20195号	自 2024年1月19日 至 2029年1月18日	宅地建物取引業法第66条
建設業法	特定建設業 神奈川県知事許可 （特-4）第53728号	自 2022年10月18日 至 2027年10月17日	建設業法第29条
建築士法	一級建築士事務所登録 神奈川県知事登録 第16165号	自 2022年9月7日 至 2027年9月6日	建築士法第26条
一般乗用旅客自動車運 送事業	関自旅二 第2643号	期限の定めなし	道路運送法第7条

（6）有利子負債への依存について

当社グループの総合不動産事業では事業規模拡大に伴い必要となる運転資金・事業用地物件の取得資金を、自己資金及び金融機関から調達した有利子負債等によって賄っております。当社グループでは、金融機関との関係性を継続的に維持・強化し事業拡大に必要な融資の獲得とともに、現状では財務安全性を最優先に考え、資金使途を詳しく吟味したうえで、当社グループ全体の資金使途に応じて事業資金の調達・運用を実施しておりますが、事業環境の著しい悪化や取得した不動産の滞留などにより、資金調達能力が低下した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおいてタクシー事業を運営するサーティフォー交通株式会社は相模原市内の二次交通として社会インフラの側面を有しておりますが、財務状況は改善を要する状況にあり、資金需要が発生した際には当社からの貸付を行っております。事業の早期の自走ができるよう、ドライバーの確保等により収益力の向上を図っておりますが、収益力の向上の遅れや業績の著しい悪化により、当社からの貸付のみでは対応できない事態が生じた場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの一部の借入契約に関しては財務制限条項が付されております。当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

詳細につきましては、「第6 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項（追加情報）」に記載しております。

（7）継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループにおいて、当連結会計年度は前連結会計年度に比べて大幅な減収となり、重要な営業損失567百万円、経常損失587百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失620百万円を計上しております。この結果、前連結会計年度から2期連続の営業損失、経常損失となり、当連結会計年度末の純資産合計は561百万円となりました。これにより一部の取引金融機関からの借入については、現時点では期限の利益喪失に関わる条項を適用する旨の通知を受けていないものの、財務制限条項に抵触しております。

これらの事象又は状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当します。

当社グループは当該状況を解消するべく、翌連結会計年度以降は、分譲住宅事業の再構築と拡大、事業用不動産事業の適正化及びタクシー事業の安定成長等の施策に注力し、早期の黒字化と経営基盤の再構築を図ります。取引金融機関とは定期的に意見交換を行うことで良好な関係を構築しており、財務制限条項への抵触に関して協議を行っている状況にあります。取引金融機関からは継続的な支援を表明いただいております。期限の利益喪失に係る権利行使を行わない同意を得られる見通しです。

また当連結会計年度末から12ヶ月間の資金繰りについて検討を実施しております。総合不動産事業の新築分譲及び新築請負に保守的な仮定を置いた売上予測に基づく資金繰り計画を検討した結果、当連結会計年度末の翌日から12ヶ月間の資金繰りに重要な懸念はないと判断しております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(8) 外注管理について

当社グループの総合不動産事業では、分譲住宅・注文住宅の建築に際して、多くの施工業務を外部協力業者に対し、外注委託していることから、外注先を十分に確保できない場合、又は外注先の経営不振及び工期遅延が発生するリスクを有しております。

当社グループでは、上記リスクに対して、既存の外注先からの紹介、コーポレートサイトでの募集などを積極的に行うことで新規の外注先の確保に努める対応策をとっております。外注先の選定にあたっては、その経営状態、技術力、評判及び反社会的勢力との関係の有無などを調査しております。また、外注先とはリアルタイムで進捗を確認し、工事の遅延を防ぐ対策をとっております。外注先に対する報告会等を開催することにより、当社グループの経営理念の共有及び安全・品質管理の徹底等に十分に留意しております。一方、外注管理を徹底してもなお、感染症の蔓延等の予期せぬ場合には、業績、財政状態及び事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保について

当社グループは、人材を重要な経営資源として認識をしております。さらなる企業成長を推し進めるうえで、優秀な人材の確保・育成は必要不可欠であると考えております。総合不動産事業では、当社グループの不動産関連事業やその事業方針に共感をもって応募する人材を積極的に採用し、入社後は経験豊富な人材を起点としてプロフェッショナルリズムを継承する人材育成を強化することにより、従業員の能力・やりがいを向上させることで、事業規模拡大を支えられる人材の確保に努めておりますが、そのような人材が十分に確保できない場合、又は現在在籍している人材が流出する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、タクシー事業においては、ドライバーによる労働集約型の産業である中、タクシードライバーの高齢化が業界としての課題であり、リファラル採用を中心に若手ドライバーの採用を推進、強化しておりますが、重大な人身事故等により企業としての存続に大きな影響を及ぼす可能性が出る場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟等のリスクについて

当社グループの事業活動においては個人、法人いずれも多数の先と相対します。総合不動産事業においては、販売及び施工物件について契約不適合・瑕疵、仲介物件についてのトラブル、借地権者・借家権者との交渉や建築現場での近隣住民との折衝におけるトラブルが訴訟等に発展する可能性があります。当社グループではトラブルが発生した際には経営層や関係部署に速やかに情報が共有され、対応方法を検討する体制ができており、顧問法律事務所等外部専門家とも緊密に連携できる体制を採っております。さらに、販売及び施工する物件については住宅瑕疵担保責任保険を付保し、地盤調査会社や防蟻会社からの長期間保証を受けることで、万が一のリスクの軽減に努めておりますが、トラブル等の多発やそれらに起因する重大な訴訟が提起された場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、タクシー事業においては、利用者を安全に目的地へ送ることが最重要となりますが、やむを得ない事故やドライバーの不注意等によるトラブルの発生により、利用者から訴訟を提起される可能性があります。当社グループでは、安全運転を行うためのドライバーへの研修、教育の徹底や損害保険への加入によるリスク軽減に努めておりますが、重大なトラブルや事故等の発生により、多額の補償を要する事態が発生した場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) クレームや風説・風評について

当社グループでは、総合不動産事業、タクシー事業のいずれにおいても一般顧客と接点を持ち、顧客から品質やサービス、応対等に対する指摘・意見・不満等のクレームや場合によっては虚偽又は悪意ある風説・風評を受ける可能性があります。当社グループでは、クレーム等の収集、分析を行い、改善が必要な点については役職員へ周知し、教育・研修・指導を行っております。また、虚偽又は悪意ある風説・風評については、適宜のモニタリングを実施し、必要に応じて、顧問法律事務所等外部の専門家と緊密に連携することで、その拡散の阻止や法的対応を検討できる体制を構築しております。

しかしながら、真偽を問わず、クレームや風説・風評により一般顧客から当社グループへの心証が悪化し、ブランドイメージや社会的信用が毀損した場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 個人情報の管理について

当社グループは、見込顧客情報及び取引顧客情報等、各事業を通して取得した個人情報を保有しており、個人情報の保護に関する法律等による規制を受けております。当社グループでは、上記リスクに対して、「個人情報保護方針」を定め、たうえて、「個人情報管理規程」・「特定個人情報管理規程」を制定し、全従業員に個人情報の保護を徹底と教育研修を実施するとともに、個人情報に対する不正アクセス・漏洩・滅失・毀損等を防止するための安全管理措置を講じております。

連結子会社においても一般消費者の個人情報を預かるほか、親会社に事業移管する前のリノベーション事業を行っていた際の個人情報漏洩が意図せず発生するリスクがありました。事業移管に際して全ての個人情報を親会社へ移管完了していることを確認済みであることから、連結子会社についてはタクシーに乗車される顧客名簿のみ重要な個人情報となっております。

万が一、外部への漏洩等の事態が発生する場合には、損害賠償や社会的信用の失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 業績の季節変動性について

当社グループの総合不動産事業では、年末年始の休暇や新生活の始まる4月に向けて顧客が戸建物件の引渡を希望する傾向にあり、当社の事業年度末である12月を含む第4四半期での引渡が、他の四半期に比べて多くなる傾向があります。また、タクシー事業においては一般的に平日よりも週末、かつ昼間よりも夜間の売り上げが多い傾向があり、特に忘年会シーズンでもある年末に繁忙期を迎える傾向にあります。当社グループでは、上記リスクに対して、総合不動産事業においては、DXを通じた業務進捗管理を可視化することにより、注文住宅の着工時期及び分譲住宅の引渡時期の平準化を図ること、タクシー事業においては、年末繁忙期には通常よりも多くのドライバーを割り当てること等により、季節変動の影響の軽減を図っておりますが、天候不良等による建築工期や引渡の遅延が発生した場合や繁忙期にドライバーの確保が十分にできない状態となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 営業エリア及び競合等の影響について

当社グループは、本社を含む拠点のある神奈川県相模原市を中心として事業展開しております。総合不動産事業においては、首都圏であることから、競合他社が多く存在し、競争が激化する可能性があります。当社グループは、上記リスクに対して、営業エリアの拡大による収益規模の拡大を図り、一定地域に集中することのないようリスク分散を図る方針としております。また、デジタルマーケティングによる集客、「デザイン」、「性能」、「フォロー体制」などを組み合わせた自社商品力、用地仕入から開発、施工、メンテナンスまでワンストップで対応可能な当社グループの強みを活用して、競合他社との差別化を図っておりますが、これらの取組みによる効果が十分に得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。タクシー事業においては新規参入が事実上不可能な業界構造であることから、既存業者間における存在感を車両の稼働台数等で示すことにより、顧客の第一想起を得ることやきめ細かなサービスの提供が重要であり、車両の増大や従業員教育に取り組みサービス品質向上に努めておりますが、誤った顧客対応や重大事故等、顧客からの信用を失い、利用が避けられるような事態が発生した場合には、他社へ顧客が移り、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 品質管理・安全管理について

当社グループの総合不動産事業においては、施工を中心に多くの協力業者が関与しており、協力業者の監督による品質管理・安全管理が重要となります。当社グループでは、施工管理を専門とする部署を中心とした徹底的な品質管理・安全管理や協力業者向けの定期的な研修等を行い、顧客への引渡後のクレーム等に関しましてもトラブルクレーム対応管理マニュアルを整備し、迅速かつ適切な対応ができる体制を構築しております。また、保証責任を十分履行するために補償引当金の計上や各種損害保険の付保を行っており、重層的な対応に取り組んでおりますが、協力業者自らの品質や安全に関する意識の不足、あるいは建築素材メーカーの製造過程等に起因する建築素材等に関わる重大な品質問題、労災事故及び想定されない瑕疵担保責任等が発生した場合には、当社グループの信用失墜や多額の損害賠償請求等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 感染症の蔓延について

COVID-19を代表とした感染症の蔓延については、世界経済を揺るがす大きな事象であり、今後も同様の感染症による経済停滞が完全には否定できません。このような事態が発生した場合には当社グループの総合不動産事業、タクシー事業いずれにおいても共通して事業存続に関わる重要なリスクとして認識しております。当社グループでは、衛生上の緊急事態においては医師免許を持つ取締役副社長を中心に、適切な対応や感染防止策を講じることができると認識しておりますが、感染が拡大し、当社役職員の業務が困難となった場合や社会活動等に制限が設けられ、経済活動が停滞する事態となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 自然災害について

火災・地震・台風等の大規模な自然災害の発生時には、被災した自社保有設備、建設現場及び引渡し後の建物の損壊等の物的被害及び従業員等の人的被害が発生する可能性があります。また、社会インフラの大規模な損壊で建設現場の資材・部材等の確保が困難になる可能性があります。当社グループでは、台風や大雨等の自然災害による被害が見込まれる際には、安全が確保できた段階で役職員による現場巡視を行うとともに、必要資材・部材等の供給状況の

確認を行っておりますが、想定を上回る被害が発生した場合には、復旧のための多大なコストと時間を要し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役会長である唐橋和男は、当社グループの経営方針及び経営戦略全般の決定等における役割が大きく、当社グループは同氏への依存度が高いと認識しております。現在、事業規模の拡大に伴い、当社グループは経営組織内の権限委譲や人員の拡充を行い、経営組織の強化を推進する一方、事業分野の拡大に応じて諸分野の専門家・経験者を入社させ、組織力の向上に努め、個人の能力に過度に依存しない体制の構築を進めております。当社グループでは、上記リスクに対して、創業者代表取締役の後継者候補の育成を十分な時間及び資源を掛けて計画的に行い、またそれを取締役会が主体的及び積極的に関与し、加えて過度に依存しない経営体制の構築を進めるべく優秀な人材を確保し、役職員の質的レベルの向上に注力していく方針であります。

しかしながら、十分な育成の前に、創業者代表取締役が何らかの理由で当社グループの経営に携わることが困難となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 担当 J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」とします。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態なくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日

の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収

防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【重要な契約等】

当社グループの一部の借入契約に関しては財務制限条項が付されております。当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

詳細につきましては、「第6 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項（追加情報）」に記載しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としています。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は6,648百万円となり、前連結会計年度末に比べ32百万円増加いたしました。これは主に販売用不動産が1,278百万円増加し、現金及び預金が632百万円、仕掛販売用不動産が633百万円減少したことによるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は359百万円となり、前連結会計年度末に比べ710百万円減少いたしました。これは主に建物及び構築物（純額）が372百万円、土地が367百万円減少したことによるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は3,527百万円となり、前連結会計年度末に比べ693百万円減少いたしました。これは主に買掛金が105百万円、電子記録債務が170百万円、1年内返済予定の長期借入金が776百万円減少し、短期借入金が286百万円増加したことによるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は2,919百万円となり、前連結会計年度末に比べ659百万円増加いたしました。これは主に長期借入金が690百万円増加し、社債が36百万円減少したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は561百万円となり、前連結会計年度末に比べ643百万円減少いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純損失620百万円の計上によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

保有目的の変更により、有形固定資産（前期末帳簿価額751,077千円）を販売用不動産に振り替えております。また、総合不動産事業において、新規出店に関する建設仮勘定33,077千円を支出しました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び 運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資 産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
神奈川県相模原市 南区・中央区	総合不動産 事業	ショールーム 等	14,676	17,234	—	17,301	6,485	55,697	60(4)

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び 運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資 産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
サーティー フォー 交通 株式会社	本社 (神奈川県 相模原市 中央区)	タクシー 事業	本社	60,047	1,252	64,496 (706.6)	8,291	3,356	137,443	80(13)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、ソフトウェア及び営業権が含まれていますが、建設仮勘定は含まれておりません。
 4. サーティーフォー交通本社の土地及び建物は、発行者から賃借しているものであります。
 5. 従業員数は、臨時従業員を含んでいます。
 6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を()内に外数で記載しています。
 7. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	従業員 (人)	土地面積 (㎡)	年間賃借料又 はリース料 (千円)
株式会社 サーティーフォー	本社 (神奈川県相模原市緑区)	総合不動産事業	本社ビル	60 (4)	1,447.5	50,069

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,200,000	2,400,000	800,000	800,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,200,000	2,400,000	800,000	800,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2006年9月19日	400,000	800,000	80,000	100,000	—	—

(6)【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	9	—	—	24	33	—
所有株式数(単元)	—	—	—	168	—	—	7,832	8,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	2.1	—	—	97.9	100	—

(注) 自己株式45,400株は、「個人その他」に454単元を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
唐橋 和男	神奈川県相模原市緑区	611,800	81.08
唐橋 孝子	神奈川県相模原市緑区	80,000	10.60
唐橋 一孝	神奈川県相模原市緑区	11,700	1.55
唐橋 二之	神奈川県相模原市緑区	11,700	1.55
唐橋 宗三	神奈川県相模原市緑区	11,700	1.55
株式会社 TAKAコーポレーション	神奈川県相模原市緑区	8,400	1.11
株式会社 いづみの	神奈川県愛甲郡	3,000	0.40
サーティーフォー社員持株会	神奈川県相模原市緑区	2,200	0.29
株式会社 TABATA	神奈川県相模原市中央区	1,100	0.15
株式会社 アヤノ塗装	神奈川県相模原市緑区	1,000	0.13
計	—	742,600	98.41

- (注) 1. 上記のほか、当社保有の自己株式45,400株があります。
2. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 45,400	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 754,600	7,546	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	800,000	—	—
総株主の議決権	—	7,546	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社 サーティーフォー	神奈川県相模原市緑 区橋本1-14-3	45,400	—	45,400	5.7
計	—	45,400	—	45,400	5.7

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2025年8月28日) での決議状況 (取得期間2025年8月29日～2025年8月29日)	600	864,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	600	864,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	45,400	—	45,400	—

3 【配当政策】

当社は、持続的な成長を支える将来の事業基盤強化に向けた投資資金及び当社グループを取り巻く事業環境、財務基盤の強化に必要な内部留保のバランス等を総合的に考慮しつつ、株主の皆様への安定的な配当を基本方針としています。加えて、今後、業績に応じた成果の配分を行うことを念頭に、継続的な配当を維持させてまいりたいと考えております。剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当事業年度の配当につきましては、財務状況及び経営環境等を勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただくことといたしました。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年3月27日 定時株主総会決議	—	—

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高 (円)	—	1,440	1,440
最低 (円)	—	1,440	1,440

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	—	1,440	—	—	—	—
最低 (円)	—	1,440	—	—	—	—

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	会長	唐橋 和男	1959年3月3日生	1977年4月 ㈱根本観光入社 1983年4月 株式会社平賀商事入社 1984年5月 株式会社大地住販入社 1988年11月 株式会社コミュニティホワイト入社 1992年4月 株式会社ホワイトハウス入社 1992年12月 当社設立 代表取締役 2010年8月 株式会社34ホーム(現当社)代表取締役 2010年12月 株式会社ACT&34(現当社)代表取締役 2019年7月 サーティーフォー交通株式会社代表取締役 2022年6月 当社代表取締役社長執行役員 2024年3月 当社代表取締役社長 サーティーフォー交通株式会社 取締役会長(現任) 2026年1月 当社代表取締役会長(現任)	(注)1	(注)7	620,200 (注)8
代表取締役	社長	唐橋 一孝 (注)3	1980年2月27日生	2014年4月 聖路加国際病院 形成外科入局 2017年4月 当社入社 ヘルスケア事業部 部長 2017年4月 相模原協同病院救急科 医師(非常勤)(現任) 2019年9月 株式会社UrDocLIFE&TECHNOLOGY設立 代表取締役 2020年3月 サーティーフォー交通株式会社取締役(現任) 2020年8月 当社取締役 2020年11月 当社取締役最高戦略責任者 2021年9月 当社取締役住まい・不動産事業本部本部長兼 広報マーケティング事業部部長 2022年6月 当社専務執行役員 2023年6月 当社専務取締役COO 2024年3月 当社取締役副社長COO 2026年1月 当社代表取締役社長(現任)	(注)1	(注)7	11,700
取締役	副社長	渡邊 和哉	1973年9月30日生	1996年4月 ㈱三和銀行(現・三菱UFJ銀行) 入行 2005年4月 BNPパリバ証券東京支店入社 2011年10月 ソシエテジェネラル証券東京支店入社 2013年7月 ㈱SBI証券入社 2017年4月 ㈱RIZAPグループ入社 2020年4月 ㈱ウェルス・アドバイザーズ代表取締役(現任) 2025年3月 当社取締役就任 2026年1月 当社取締役副社長(現任)	(注)1	(注)7	-
取締役	-	照山 祐史	1966年4月25日生	1993年4月 株式会社アイフルホームテクノロジー入社 2004年8月 株式会社エヌ・シー・エヌ入社 2006年6月 株式会社アキュラホーム入社 2015年7月 株式会社フィット入社 2022年4月 当社入社 2022年6月 当社執行役員商品開発部長 2023年10月 当社執行役員商品開発本部長 2024年3月 当社取締役商品開発・生産管理本部長 2026年1月 当社取締役建築本部本部長(現任)	(注)1	(注)7	-
取締役	-	織田昌之助 (注)4	1946年11月13日生	1970年4月 サンウエーブ工業株式会社入社 2005年4月 サンウエーブ工業株式会社代表取締役 2011年4月 株式会社LIXIL副社長執行役員 2013年4月 株式会社LIXIL取締役 2015年6月 大和ハウス工業株式会社監査役 2024年3月 当社取締役(現任) サーティーフォー交通株式会社取締役(現任)	(注)1	(注)7	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	黒羽 秀朗 (注) 5	1965年4月7日生	1998年8月 城南建設(株)(現：住宅情報館(株))入社 2003年4月 城南住宅販売神奈川(株) 代表取締役 2004年11月 城南建設(株)(現：住宅情報館(株)) 取締役 2004年12月 城南住宅販売神奈川(株) 取締役 2005年10月 城南住宅販売東京(株) 代表取締役 2005年12月 城南住宅販売神奈川(株) 代表取締役 2006年12月 城南住宅販売神奈川(株) 取締役 2007年3月 城南住宅販売神奈川(株) 代表取締役 2010年3月 城南住宅販売神奈川(株) 取締役 2011年12月 住宅情報館(株) 代表取締役 2024年6月 当社取締役(現任) 2024年7月 (株)Proud Partners社外取締役(現任) 2024年8月 メディカルリサーチ(株)常勤取締役(現任)	(注) 1	(注) 7	—
監査役	—	白倉健太郎 (注) 6	1986年7月13日生	2010年6月 新日本有限責任監査法人入社(現 EY 新日本有限責任監査法人) 2022年7月 白倉公認会計士税理士事務所開業 2024年1月 当社顧問 2024年3月 当社監査役(現任) サーティフォー交通株式会社監査役(現任)	(注) 2	(注) 7	—
計							632,900

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 代表取締役唐橋一孝は代表取締役唐橋和男の長男であります。
4. 取締役織田昌之助は、社外取締役であります。
5. 取締役黒羽秀朗は、社外取締役であります。
6. 監査役白倉健太郎は、社外監査役であります。
7. 2025年12月期における役員報酬の総額は157,720千円を支給しております。
8. 代表取締役唐橋和男の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社TAKAコーポレーションの所有する8,400株も含まれております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

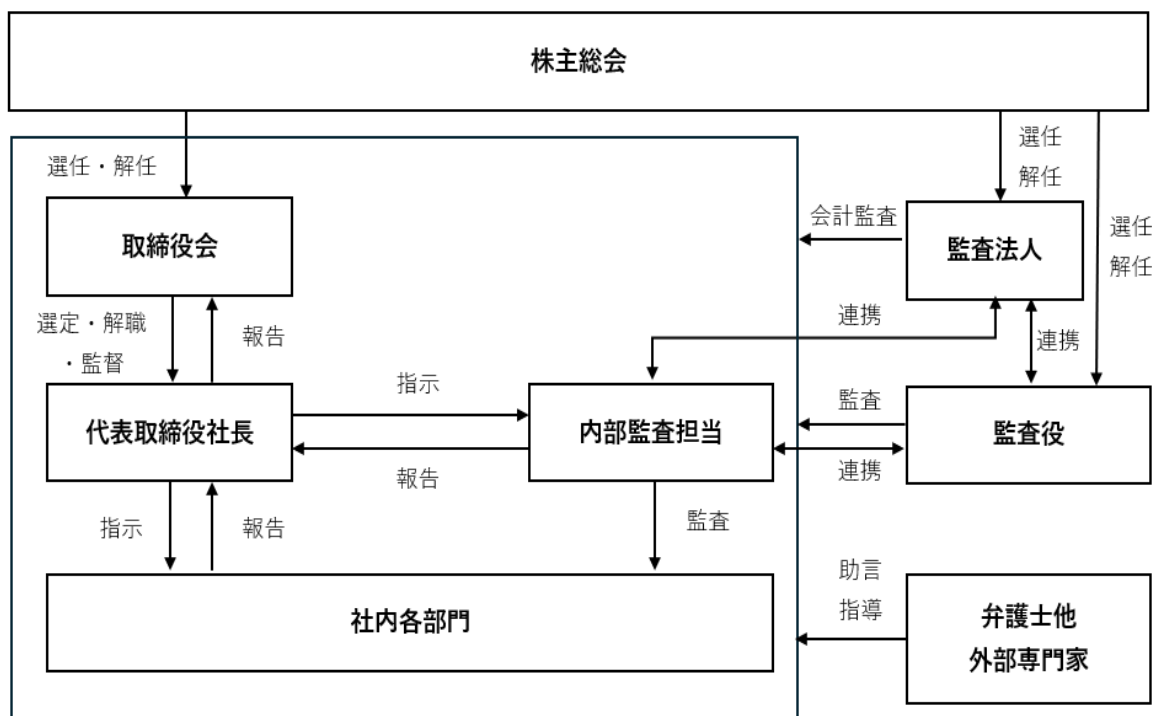
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的に企業価値を向上させまた、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでいます。

②会社の機関の内容

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は取締役9名（うち社外取締役2名）により構成され、原則として月に1回の定例会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針その他重要事項を迅速に決定するとともに、取締役の職務執行状況を確認しています。

b. 監査役

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、社外監査役白倉健太郎氏は当社との人的関係、資金的関係、または取引関係その他の利害関係はありません。

また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c. 会計監査

当社は、OAG監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、高橋大樹氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。

また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士12名その他4名であります。なお当社と監査に従事する監査法人、公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務分掌規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理本部長が内部監査担当者として実施し、管理本部の内部監査は、代表取締役が指名する内部監査担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることと致しております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役の状況

当社は社外取締役を2名選任しております。社外取締役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外取締役織田昌之助氏、黒羽秀朗氏は、当社との間には人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係はありません。なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額	対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	
取締役(社外取締役を除く)	142,420	142,420	7
監査役(社外監査役を除く)	900	900	1
社外役員	14,400	14,400	3

- (注) 1. 当社には、使用人兼務役員はおりません。
2. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。
3. 2025年1月1日から2025年12月31日までの支給実績となります。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めています。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めています。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります

⑭ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

2025年12月31日現在

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	22,000	—
連結子会社	—	—
計	22,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模・業務の特性等に基づいた監査日数を勘案して監査報酬額を決定しています。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表について、OAG監査法人により監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,346,298	※2 1,713,358
売掛金及び契約資産	※4 54,243	※4 69,650
販売用不動産	※2※3 1,847,130	※2※3 3,125,337
仕掛販売用不動産	※2 2,246,276	※2 1,612,339
前渡金	61,925	45,850
その他	59,841	81,968
流動資産合計	6,615,715	6,648,505
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2※3 447,494	※2※3 74,573
機械装置及び運搬具（純額）	※3 30,635	※3 18,486
工具、器具及び備品（純額）	※3 5,654	※3 6,758
土地	※2※3 436,355	※2※3 68,400
リース資産（純額）	12,792	15,018
建設仮勘定	6,205	33,077
有形固定資産合計	※1 939,138	※1 216,314
無形固定資産		
その他	3,943	13,657
無形固定資産合計	3,943	13,657
投資その他の資産		
投資有価証券	20,764	20,764
長期前払費用	57,257	68,933
繰延税金資産	27,221	—
その他	21,527	40,023
投資その他の資産合計	126,770	129,721
固定資産合計	1,069,852	359,693
資産合計	7,685,567	7,008,199

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	270,294	164,698
電子記録債務	392,113	221,239
短期借入金	※2 1,204,392	※2 1,490,410
1年内償還予定の社債	32,000	36,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 2,077,147	※2 1,300,239
未払金	93,646	120,802
未払法人税等	6,100	225
契約負債	55,415	88,875
完成工事補償引当金	18,800	6,900
その他	70,591	97,736
流動負債合計	4,220,502	3,527,126
固定負債		
社債	286,000	250,000
長期借入金	※2 1,909,681	※2 2,599,878
退職給付に係る負債	23,318	20,612
資産除去債務	3,780	1,744
その他	37,091	47,575
固定負債合計	2,259,871	2,919,810
負債合計	6,480,374	6,446,936
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	1,180,457	537,390
自己株式	△75,264	△76,128
株主資本合計	1,205,193	561,262
純資産合計	1,205,193	561,262
負債純資産合計	7,685,567	7,008,199

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
売上高	※1	10,424,483	※1	5,378,019
売上原価	※2	9,338,655	※2	4,862,746
売上総利益		1,085,828		515,272
販売費及び一般管理費	※3	1,227,853	※3	1,082,499
営業利益又は営業損失(△)		△142,025		△567,227
営業外収益				
受取利息		219		1,907
受取配当金		617		140
不動産賃貸収入		38,972		90,341
投資有価証券売却益		22,942		—
その他		35,622		29,639
営業外収益合計		98,374		122,030
営業外費用				
支払利息		144,216		124,992
不動産賃貸費用		33,151		6,112
その他		1,859		10,719
営業外費用合計		179,227		141,823
経常利益又は経常損失(△)		△222,879		△587,020
特別利益				
固定資産売却益	※4	370,138		—
特別利益合計		370,138		—
特別損失				
固定資産除却損	※5	21,837	※5	0
固定資産売却損	※6	1,621		—
特別損失合計		23,458		0
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)		123,800		△587,020
法人税、住民税及び事業税		32,371		6,191
法人税等調整額		33,416		27,198
法人税等合計		65,788		33,390
当期純利益又は当期純損失(△)		58,012		△620,411
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)		58,012		△620,411

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	58,012	△620,411
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△10,793	—
その他の包括利益合計	※1※2 △10,793	—
包括利益	47,219	△620,411
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	47,219	△620,411

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,145,101	△75,264	1,169,837
当期変動額				
剰余金の配当		△22,656		△22,656
親会社株主に帰属する当期純利益		58,012		58,012
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	35,356	—	35,356
当期末残高	100,000	1,180,457	△75,264	1,205,193

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	10,793	10,793	1,180,630
当期変動額			
剰余金の配当			△22,656
親会社株主に帰属する当期純利益			58,012
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,793	△10,793	△10,793
当期変動額合計	△10,793	△10,793	24,563
当期末残高	—	—	1,205,193

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	100,000	1,180,457	△75,264	1,205,193	1,205,193
当期変動額					
剰余金の配当		△22,656		△22,656	△22,656
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△620,411		△620,411	△620,411
自己株式の取得			△864	△864	△864
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△643,067	△864	△643,931	△643,931
当期末残高	100,000	537,390	△76,128	561,262	561,262

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	123,800	△587,020
減価償却費	69,809	44,949
固定資産除却損	21,837	0
投資有価証券売却益	△22,942	—
受取利息及び受取配当金	△837	△2,048
支払利息	144,216	124,992
固定資産売却損益(△は益)	△368,517	—
売上債権の増減額(△は増加)	△2,000	△15,407
販売用不動産の増減額(△は増加)	△953,324	△546,366
仕掛販売用不動産の増減額(△は増加)	2,837,199	633,937
未成工事支出金の増減額(△は増加)	119	—
前渡金の増減額(△は増加)	6,709	16,075
仕入債務の増減額(△は減少)	234,673	△276,469
未払金の増減額(△は減少)	△20,298	△12,220
未払費用の増減額(△は減少)	△480	△4,177
未収又は未払消費税等の増減額	51,210	27,667
契約負債の増減額(△は減少)	5,933	33,459
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	7,937	△2,706
その他	△66,097	△25,334
小計	2,068,945	△590,670
利息及び配当金の受取額	837	2,048
利息の支払額	△144,700	△118,461
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△99,371	△34,051
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,825,711	△741,134
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△9,603	△160,909
定期預金の払戻しによる収入	182,309	185,510
有形固定資産の取得による支出	△46,856	△11,681
有形固定資産の売却による収入	793,982	688
無形固定資産の取得による支出	△4,000	—
投資有価証券の取得による支出	△20,000	—
投資有価証券の売却による収入	50,809	—
その他	1,289	△5,132
投資活動によるキャッシュ・フロー	947,930	8,475
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	317,924	204,110
長期借入れによる収入	3,363,300	2,321,590
長期借入金の返済による支出	△5,231,828	△2,408,301
社債の発行による収入	250,000	—
社債の償還による支出	△332,000	△32,000
リース債務の返済による支出	△7,939	△6,365
自己株式の取得による支出	—	△864
配当金の支払額	△22,656	△22,656
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,663,199	55,513
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,110,442	△677,145
現金及び現金同等物の期首残高	975,138	2,085,580
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,085,580	※1 1,408,434

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

サーティーフォー交通株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

a. 販売用不動産

個別法による原価法を採用しております。

（連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

b. 仕掛販売用不動産

個別法による原価法を採用しております。

（連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

c. 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

（連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

d. 貯蔵品

先入先出法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

a. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

b. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 完成工事補償引当金

補償工事による費用に備えるため、実績率により補償見積額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備える為、当連結会計年度末要支給額を計上しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段・・・金利スワップ

b ヘッジ対象・・・借入金

ハ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲でヘッジを行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであるため、有効性の評価を省略しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

イ 不動産売買契約

不動産の販売については、不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行に係る義務は、物件が引渡される一時点で充足されるものであり、引渡時点において収益を認識しております。

ロ 請負工事契約

請負工事契約について、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、契約の初期段階にあるものを除き、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ハ 無償点検サービス

住宅引渡し完了後の無償点検サービスについて、当該サービスを住宅の販売とは別個の履行義務として識別し、顧客に点検サービスを提供したときに売上高を計上しております。

ニ タクシー事業

タクシー事業においては、タクシーによる輸送サービスを顧客に提供する義務を負っております。顧客への輸送サービスの提供が完了した一時点で履行義務が充足されるものであり、輸送サービスが完了した時点において収益を認識しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産 (純額)	27,221	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは当社の取締役会で承認された将来の事業計画を基礎としております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの主要な仮定は、各事業の売上高見込額であります。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の金額は、翌連結会計年度における課税所得が見積りと異なった場合に、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化することで増減する可能性があります。

なお、当連結会計年度は、将来の課税所得を見積った結果、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の全額に合理的な期間内の回収可能性が認められないと判断し、繰延税金資産を計上しておりません。

2. 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売用不動産	1,847,130	3,125,337
仕掛販売用不動産	2,246,276	1,612,339
売上原価 (棚卸資産評価損)	47,352	△7,959

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の金額は取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得価額よりも下落している場合には、正味売却価額により評価し貸借対照表価額としております。販売用不動産及び仕掛販売用不動産の多くを占める戸建物件の正味売却価額については、直近の販売状況や近隣の販売価格等を考慮して合理的に評価しております。

なお、不動産市場が悪化した場合等には、翌連結会計年度の棚卸資産評価に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

ないこと。

当契約に基づく当連結会計年度末の借入金残高は、253,860千円であります。

なお、当連結会計年度末において、当社は財務制限条項に抵触しておりますが、借入先の金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使を行う旨の通知は受けておりません。

3. 当社は、2025年3月31日付で、株式会社三菱UFJ銀行との間で当座貸越（専用口座）約定書を締結しております。この契約には下記の財務制限条項が付されております。これに抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(1)純資産維持

各連結会計年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年12月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(2)利益維持

各連結会計年度の決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益をマイナスにしないこと。

当契約に基づく当連結会計年度末の借入金残高は、81,900千円であります。

なお、当連結会計年度末において、当社は財務制限条項に抵触しておりますが、借入先の金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使を行う旨の通知は受けておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	111,986千円	65,757千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
現金及び預金	30,015千円	30,022千円
販売用不動産	1,790,068	3,028,951
仕掛販売用不動産	2,153,973	1,551,904
建物及び構築物(純額)	447,308	64,363
土地	436,355	68,400
計	4,857,721	4,743,639

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
短期借入金	1,114,192千円	1,452,410千円
1年内返済予定の長期借入金	1,937,035	1,146,048
長期借入金	1,064,424	1,819,723
計	4,115,652	4,418,181

※3 販売用不動産等及び固定資産の保有目的変更

前連結会計年度(2024年12月31日)

「販売用不動産」に計上していた790,174千円を固定資産の「建物及び構築物」「土地」等に振り替えております。

当連結会計年度(2025年12月31日)

「建物及び構築物」「土地」等に計上していた固定資産731,841千円を流動資産の「販売用不動産」に振り替えております。

※4 顧客との契約から生じた契約資産の残高

顧客との契約から生じた契約資産の金額は、「連結財務諸表【注記事項】(収益認識関係)3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しています。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結財務諸表【注記事項】(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 棚卸資産の帳簿価額の切下げ額

期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売用不動産評価損	34,939千円	7,375千円
仕掛販売用不動産評価損	12,412	△15,334
計	47,352	△7,959

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	181,890千円	174,160千円
給料手当	157,796	129,181
支払手数料	215,567	118,801
租税公課	101,840	131,320
販売手数料	146,201	56,562
退職給付費用	6,781	4,003

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
土地及び建物	367,909千円	一千円
機械装置及び運搬具	2,229	—
計	370,138	—

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	20,529千円	一千円
機械装置及び運搬具	1,307	0
工具、器具及び備品	—	0
計	21,837	0

※6 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
機械装置及び運搬具	1,621千円	一千円
計	1,621	—

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	6,591千円	一千円
組替調整額	△22,942	—
計	△16,350	—
税効果調整前合計	△16,350	—
税効果額	5,557	—
その他の包括利益合計	△10,793	—

※2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	△16,350千円	一千円
税効果額	5,557	—
税効果調整後	△10,793	—
その他の包括利益合計		
税効果調整前	△16,350	—
税効果額	5,557	—
税効果調整後	△10,793	—

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	800,000	—	—	800,000
合計	800,000	—	—	800,000
自己株式				
普通株式	44,800	—	—	44,800
合計	44,800	—	—	44,800

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	22,656	30.00	2023年12月31日	2024年3月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	22,656	利益剰余金	30.00	2024年12月31日	2025年3月31日

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	800,000	—	—	800,000
合計	800,000	—	—	800,000
自己株式				
普通株式（注）	44,800	600	—	45,400
合計	44,800	600	—	45,400

（注）自己株式の増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	22,656	30.00	2024年12月31日	2025年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	2,346,298千円	1,713,358千円
負の現金同等物としての当座借越	△29,992	△111,900
預入期間が3か月を超える定期預金	△230,725	△193,024
現金及び現金同等物	2,085,580	1,408,434

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
保有目的変更による棚卸資産から有形固定 資産への振替額	790,174千円	一千円
保有目的変更による有形固定資産から棚卸 資産への振替額	—	731,841

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

イ 有形固定資産

主として、カラー複合機（工具、器具及び備品）であります。

ロ 無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1年内	52,469	52,469
1年超	300,124	247,655
合計	352,594	300,124

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の保証された短期的な預金に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用度の高い相手先に集約することにより、リスクの低減を行っております。

投資有価証券は満期保有目的の債券等に係るものであり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金・電子記録債務・未払金は全て1年以内の支払期日であります。

借入金には主に仕入に必要な資金調達を目的としたものであり、返済日は原則として5年以内であります。仕入以外の借入金及び社債は設備投資を目的としたものであり、返済又は償還日は原則として5年超であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「連結財務諸表【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る信用リスクに関しては、決済までのサイトを短期間に設定するとともに、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を都度行っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金及び社債については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時資金状況を確認し、手許流動性を高く維持することで流動性リスクに対処しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	20,000	19,938	△62
資産計	20,000	19,938	△62
(1) 1年内償還予定の社債及び社債	318,000	314,864	△3,135
(2) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	3,986,829	3,900,674	△86,154
負債計	4,304,829	4,215,538	△89,290

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	764
出資金	14,370

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	20,000	18,578	△1,422
資産計	20,000	18,578	△1,422
(1) 1年内償還予定の社債及び社債	286,000	270,987	△15,012
(2) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	3,900,117	3,729,516	△170,600
負債計	4,186,117	4,000,504	△185,612
デリバティブ取引(*3)	—	—	—

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	764
出資金	14,370

(*3)デリバティブ取引については、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,346,298	—	—	—
売掛金	25,599	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	—	20,000	—
合計	2,371,897	—	20,000	—

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,713,358	—	—	—
売掛金	39,755	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	—	20,000	—
合計	1,753,114	—	20,000	—

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,204,392	—	—	—	—	—
社債	32,000	36,000	—	—	—	250,000
長期借入金	2,077,147	430,511	164,173	153,197	144,378	1,017,420
合計	3,313,540	466,511	164,173	153,197	144,378	1,267,420

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,490,410	—	—	—	—	—
社債	36,000	—	—	—	—	250,000
長期借入金	1,300,239	346,888	403,514	182,055	544,915	1,122,504
合計	2,826,649	346,888	403,514	182,055	544,915	1,372,504

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	19,938	—	19,938
資産計	—	19,938	—	19,938
1年内償還予定の社債及び社債	—	314,864	—	314,864
1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	—	3,900,674	—	3,900,674
負債計	—	4,215,538	—	4,215,538

当連結会計年度（2025年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	18,578	—	18,578
資産計	—	18,578	—	18,578
1年内償還予定の社債及び社債	—	270,987	—	270,987
1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	—	3,729,516	—	3,729,516
負債計	—	4,000,504	—	4,000,504

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

地方債は、相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債及び社債

当社の発行する社債であり、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 地方債	20,000	20,000	—
	小計	20,000	20,000	—
合計		20,000	20,000	—

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 地方債	20,000	18,578	△1,422
	小計	20,000	18,578	△1,422
合計		20,000	18,578	△1,422

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	764	764	—
	小計	764	764	—
合計		764	764	—

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	764	764	—
	小計	764	764	—
合計		764	764	—

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	18,200	10,223	—
(2) その他	32,609	12,718	—
合計	50,809	22,942	—

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度 (2024年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	666,773	632,245	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価を含めて記載しております。

当連結会計年度 (2025年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	632,245	597,717	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価を含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

なお、当社グループが有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	15,381千円	23,318千円
退職給付費用	10,370	2,918
退職給付の支払額	△2,432	△5,625
退職給付に係る負債の期末残高	23,318	20,612

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	23,318千円	20,612千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の 純額	23,318	20,612
退職給付に係る負債	23,318	20,612
連結貸借対照表に計上された負債と資産の 純額	23,318	20,612

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前連結会計年度10,370千円、当連結会計年度2,918千円です。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額 (減損損失含む)	13,502千円	1,206千円
未払事業税	487	1,383
販売用不動産評価損	12,296	15,169
仕掛販売用不動産評価損	5,213	—
契約負債	3,576	1,898
投資有価証券評価損	6,543	6,705
完成工事補償引当金	6,392	2,403
退職給付に係る負債	7,928	7,168
繰越欠損金 (注) 1	110,227	330,468
その他	16,489	10,501
繰延税金資産小計	182,656	376,905
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 1	△110,227	△330,468
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△44,790	△46,436
評価性引当額小計	△155,017	△376,905
繰延税金資産合計	27,639	—
繰延税金負債		
有形固定資産	△11,175	△10,735
繰延税金負債合計	△11,175	△10,735
繰延税金資産 (負債) の純額	16,463	△10,735

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※1)	-	-	-	-	5,666	104,560	110,227
評価性引当額	-	-	-	-	△5,666	△104,560	△110,227
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※1)	-	-	-	-	22,426	308,041	330,468
評価性引当額	-	-	-	-	△22,426	△308,041	△330,468
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.0%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.2	
税額控除	△5.1	税金等調整前当期純損失
住民税均等割	0.5	を計上しているため、記載
軽減税率	△0.8	を省略しております。
評価性引当額の増加	12.7	
その他	0.6	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.1	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.0%から34.8%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

共通支配下の取引

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2023年10月16日開催の取締役会において、2024年1月1日を効力発生日とし当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるサーティーフォー不動産株式会社及び株式会社34ホームを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」)をすることを決議し、同日付で吸収合併契約書を締結いたしました。なお、2024年1月1日付で本合併を実施しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

① 被取得企業の名称 サーティーフォー不動産株式会社

事業内容 不動産仲介及び賃貸不動産管理

② 被取得企業の名称 株式会社34ホーム

事業内容 リフォーム及び点検業務

(2) 合併契約日

2023年10月16日

(3) 企業結合日

2024年1月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、サーティーフォー不動産株式会社及び株式会社34ホームを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループの経営資源の集中及び経営効率の向上を図ることを目的として、本合併を行うことといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年と見積り、割引率は0.087%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	3,545千円	3,780千円
時の経過による調整額	3	3
その他の増減額	232	—
期末残高	3,780	3,784

(賃貸等不動産関係)

当社は、神奈川県その他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む）を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、13,745千円（賃貸収入は売上高に、賃貸不動産管理費は売上原価に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、2,261千円（賃貸収入は売上高に、賃貸不動産管理費は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び決算日における時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	192,909	708,381
期中増減額	515,472	△708,381
期末残高	708,381	—
期末時価	794,850	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の増加額は保有目的の変更(744,668千円)、減少額は主に物件の売却(190,832千円)であります。当連結会計年度の減少は主に保有目的の変更であります。

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			その他	合計
	総合不動産事業	タクシー事業	計		
一定の期間にわたって認識する収益(注) 1	438,267	—	438,267	—	438,267
一時点で認識する収益(注) 2	9,471,062	422,680	9,893,743	22,118	9,915,861
顧客との契約から生じる収益	9,909,330	422,680	10,332,011	22,118	10,354,129
その他の収益(注) 3	70,354	—	70,354	—	70,354
外部顧客への売上高	9,979,684	422,680	10,402,365	22,118	10,424,483

(注) 1. 主に、注文住宅等における請負工事に係る収益であります。

2. 主に、戸建住宅の分譲(土地のみの分譲を含む)に係る収益であります。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務で、金額的重要性が乏しい、又はごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

3. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			その他	合計
	総合不動産事業	タクシー事業	計		
一定の期間にわたって認識する収益(注) 1	259,152	—	259,152	—	259,152
一時点で認識する収益(注) 2	4,515,046	578,145	5,093,192	1,261	5,094,454
顧客との契約から生じる収益	4,774,199	578,145	5,352,344	1,261	5,353,606
その他の収益(注) 3	24,412	—	24,412	—	24,412
外部顧客への売上高	4,798,611	578,145	5,376,757	1,261	5,378,019

(注) 1. 主に、注文住宅等における請負工事に係る収益であります。

2. 主に、戸建住宅の分譲(土地のみの分譲を含む)及び事業用不動産の売買に係る収益であります。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務で、金額的重要性が乏しい、又はごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

3. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	23,598	25,599
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	25,599	39,755
契約資産（期首残高）	20,691	28,644
契約資産（期末残高）	28,644	29,895
契約負債（期首残高）	49,482	55,415
契約負債（期末残高）	55,415	88,875

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上、「売掛金及び契約資産」に計上しております。

- (2) 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容
重要な変動はありません。

- (3) 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約資産は、主に顧客との請負工事契約に基づき、当社グループが履行義務を充足して顧客から対価を受け取る権利であり、対価を受け取る権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、請負工事契約及び不動産売買契約について、その履行義務を充足する前に顧客から受領した対価に関連するものであり、当該契約に基づき履行した時点で収益に振替えられます。前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は31,382千円になります。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は41,231千円になります。

- (4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、役務の提供先、損益管理単位別に事業部等を設置し、各事業活動を展開しております。これにより、当社グループの報告セグメントは、以下の2つに区分されております。

①総合不動産事業

分譲住宅販売、分譲用地販売、事業用不動産販売、建物請負工事、収益不動産販売、中古住宅の買取再販、アフターサービス等

②タクシー事業

一般乗用旅客自動車運送事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上額
	総合不動産 事業	タクシー 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	9,979,684	422,680	10,402,365	22,118	10,424,483	—	10,424,483
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,680	34,755	39,435	—	39,435	△39,435	—
計	9,984,364	457,436	10,441,800	22,118	10,463,919	△39,435	10,424,483
セグメント利益又は損 失(△)	△97,215	△21,740	△118,956	△9,837	△128,794	△13,231	△142,025
その他の項目							
減価償却費	61,065	6,454	67,519	2,289	69,809	—	69,809

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食売上等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額13,231千円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載していません。

5. 報告セグメントに対して特定の資産は配分していませんが、減価償却費等の関連費用は配分していません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上額
	総合不動産 事業	タクシー 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	4,798,611	578,145	5,376,757	1,261	5,378,019	—	5,378,019
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,680	56,775	61,455	—	61,455	△61,455	—
計	4,803,291	634,920	5,438,212	1,261	5,439,474	△61,455	5,378,019
セグメント利益又は損 失(△)	△617,802	49,333	△568,469	△1,937	△570,406	3,179	△567,227
その他の項目							
減価償却費	38,563	4,726	43,289	1,659	44,949	—	44,949

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食売上等を含んでおります。

なお、飲食事業は2025年3月をもって廃止しております

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額3,179千円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。

5. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注) 1	科目	期末残高 (千円) (注) 1
役員及び主要株主	唐橋 和男	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 81.0 間接 1.1 (注) 3	被債務保証	当社の借入に対する債務保証 (注) 2	20,135	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には、借入金残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

3. 当社代表取締役唐橋和男及びその近親者が議決権の100%を所有し、唐橋和男が代表取締役を務めている資産管理会社株TAKAコーポレーションを通じて間接所有している割合であります。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,595.85円	743.78円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	76.81円	△821.79円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載を省略しております。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がなく、また1株当たり当期純損失のため記載を省略しております。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	58,012	△620,411
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	58,012	△620,411
普通株式の期中平均株式数 (株)	755,200	754,950

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社サードフォー	第16回無担保社債	2023年9月28日	68,000	36,000 (36,000)	1.65	—	2026年9月28日
株式会社サードフォー	第17回無担保社債	2024年9月19日	50,000	50,000 (-)	1.07	—	2031年9月16日
株式会社サードフォー	第18回無担保社債	2024年9月30日	200,000	200,000 (-)	1.07	—	2031年9月30日
合計	—	—	318,000	286,000 (36,000)	—	—	—

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
36,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,204,392	1,490,410	2.90	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,077,147	1,300,239	2.77	—
1年以内に返済予定のリース債務	7,071	7,227	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,909,681	2,599,878	2.25	2027年～2050年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	13,800	21,011	—	2027年～2031年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	5,212,093	5,418,765	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	346,888	403,514	182,055	544,915
リース債務	7,227	6,310	5,335	1,962

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) **【主な資産及び負債の内容】**

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) **【その他】**

該当事項はありません

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度日末日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞社に掲載して行うこととしております。当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.thirty-four.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月25日

株式会社サーティーフォー
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今井 基喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 大樹

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サーティーフォーの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サーティーフォー及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役への責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準

に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。